

新	旧	備 考
<p>06.03 切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。) (省略) この項には、切花及び花芽のみのほか、花又は花芽で作つた花束、花輪、花かごその他これらに類する物品(例えば、ポージィ、ボタンホールなど)を含む。花束等が他の材料(リボン、<u>ペーパートリミング</u>等)の附属品を含んでいる場合でも花屋の製品としての重要な特性を有していれば、この項に属する。 (省略)</p>	<p>06.03 切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。) (省略) この項には、切花及び花芽のみのほか、花又は花芽で作つた花束、花輪、花かごその他これらに類する物品(例えば、ポージィ、ボタンホールなど)を含む。花束等が他の材料(リボン、<u>紙</u>、<u>トリミング</u>等)の附属品を含んでいる場合でも花屋の製品としての重要な特性を有していれば、この項に属する。 (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">第7類 食用の野菜、根及び塊茎 (省略) 総説 (省略)</p> <p>上記及び類注に記載された除外規定のほか、この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(c) (省略)</p> <p>(d) ある種の植物及びその部分(時には料理用にも使用する。)(例えば、basil、borage、hyssop、はつかの全種、rosemary、rue <u>sage</u>及び乾燥したごぼう(<i>Arctium lappa</i>)の根(12.11))</p> <p>(e)~(g) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7類 食用の野菜、根及び塊茎 (省略) 総説 (省略)</p> <p>上記及び類注に記載された除外規定のほか、この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(c) (省略)</p> <p>(d) ある種の<u>草本</u>(時には料理用にも使用する。)(例えば、basil、borage、hyssop、はつかの全種、rosemary、rue <u>sage</u>(12.11))</p> <p>(e)~(g) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>07.06 にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） （省 略） この項の生鮮又は冷蔵の根には、にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク（turnip - rooted又はGerman celery）、大根、scorzonera、わさび大根、Chinese artichokes（<i>Stachys affinis</i>）、ごぼう（<i>Arctium lappa</i>）及びparsnips（<i>Pastinaca sativa</i>）を含む。これらの物品は、その先端部分を除去してあるかないかを問わず、この項に含まれる。 この項には、次の物品を含まない。 (a) 07.09 項のセルリー <u>(b) 一時的な保存に適する処理をしたごぼうの根（07.11）</u> <u>(c) 12.14 項の飼料用植物</u></p>	<p>07.06 にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） （省 略） この項の生鮮又は冷蔵の根には、にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク（turnip - rooted又はGerman celery）、大根、scorzonera、わさび大根、Chinese artichokes及びparsnips（<i>Pastinaca sativa</i>）を含む。これらの物品は、その先端部分を除去してあるかないかを問わず、この項に含まれる。 この項には、次の物品を含まない。 (a) 07.09 項のセルリー (b) 12.14 項の飼料用植物 （新 設）</p>	
<p>07.09 その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） （省 略） -きのこ及びトリフ <u>0709.51 - - きのこ（はらたけ属のもの）</u> <u>0709.52 - - トリフ</u> <u>0709.59 - - その他のもの</u> （省 略） この項の野菜には、次のものが含まれる。 (1)~(4) （省 略） (5) きのこ（はらたけ属のもの、例えば通常のホワイトマッシュルーム（ツクリタケ（<i>A. bisporus</i>））を含む。）及びトリフ (6)~(14) （省 略） （省 略）</p>	<p>07.09 その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） （省 略） -きのこ及びトリフ <u>0709.51 - - きのこ</u> <u>0709.52 - - トリフ</u> （省 略） この項の野菜には、次のものが含まれる。 (1)~(4) （省 略） (5) きのこ及びトリフ (6)~(14) （省 略） （省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>07.11 一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>-きのこ及びトリフ</u></p> <p style="text-align: center;"><u>0711.51 - -きのこ（はらたけ属のもの）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>0711.59 - - その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>この項は、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適するように処理された野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液による処理）で、そのままの状態では直接食用に適しないものに限り適用する。</p> <p>この項に含まれる野菜は、一般に樽又は桶に詰められており、主として加工用の原材料として使用される。その主な種類には、たまねぎ、オリーブ、ケーパー、きゅうり、ガーキン、<u>きのこ、トリフ及びトマト</u>がある。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>07.11 一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）</p> <p style="text-align: center;"><u>0711.10 - たまねぎ</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>この項は、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適するように処理された野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液）で、そのままの状態では直接食用に適しないものに限り適用する。</p> <p>この項に含まれる野菜は、一般に樽又は桶に詰められており、主として加工用の原材料として使用される。その主な種類には、たまねぎ、オリーブ、ケーパー、きゅうり、ガーキン、<u>きのこ、トリフ及びトマト</u>がある。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	

新	旧	備 考
<p>07.12 乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。） (省 略) (削 除) <u>-きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ</u> <u>0712.31 - -きのこ（はらたけ属のもの）</u> <u>0712.32 - -きくらげ（きくらげ属のもの）</u> <u>0712.33 - -白きくらげ（白きくらげ属のもの）</u> <u>0712.39 - -その他のもの</u> (省 略) この項には、乾燥（脱水、蒸発又は凍結乾燥を含む。）した野菜、すなわちその天然の含有水分を種々の方法で除去した野菜で、07.01 項から07.09 項のものを含む。この方法で処理された主な野菜の種類には、ばれいしよ、たまねぎ、きのこ、<u>きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）、トリフ、にんじん、キャベツ及びほうれん草</u>がある。これらは一種のもの又は混合したもの（julienne）があり、通常ストリップ状にされ、薄く切つて調製されている。 (省 略)</p>	<p>07.12 乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。） (省 略) <u>0712.30 -きのこ及びトリフ</u> (新 設) (省 略) この項には、乾燥（脱水、蒸発又は凍結乾燥を含む。）した野菜、すなわちその天然の含有水分を種々の方法で除去した野菜で、07.01 項から07.09 項のものを含む。この方法で処理された主な野菜の種類には、ばれいしよ、たまねぎ、きのこ、トリフ、にんじん、キャベツ及びほうれん草がある。これらは一種のもの又は混合したもの（julienne）があり、通常ストリップ状にされ、薄く切つて調製されている。 (省 略)</p>	

	新	旧	備 考
08.05	<p>かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） (省 略) (削 除)</p> <p>(省 略)</p> <p><u>0805.50 - レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム)及びライム(キトルス・アウランティフォリア)及びキトルス・ラティフォリア</u> (省 略)</p> <p>「かんきつ類の果実」とは、特に次のものをいう。</p> <p>(1) オレンジ(sweet or bitter (Seville oranges)) (2) マンダリン(タンジェリン、うんしゅうみかんを含む。)、クレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種 <u>(3) グレープフルーツ(pomelos を含む。)</u></p> <p><u>(4) レモン(キトルス・リモン、キトルス・リモヌム)及びライム(キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア)。</u> (5) シトロン、きんかん、ベルガモット等 この項には、また、保存用に供する種類の小粒で緑色のオレンジ及びレモンを含む。 (省 略)</p>	<p>かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） (省 略)</p> <p><u>0805.30 - レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム)及びライム(キトルス・アウランティフォリア)</u> (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(省 略)</p> <p>「かんきつ類の果実」とは、特に次のものをいう。</p> <p>(1) オレンジ(sweet or bitter (Seville oranges)) (2) マンダリン(タンジェリン、うんしゅうみかんを含む。)、クレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雫種 <u>(3) レモン(キトルス・リモン、キトルス・リモヌム)及びライム(キトルス・アウランティフォリア)。</u>この品目表において、「キトルス・アウランティフォリア」には、「キトルス・ラティフォリア」を含まないことに注意を要する。 <u>(4) グレープフルーツ(pomelos を含む。)</u></p> <p><u>(5) シトロン、きんかん、ベルガモット等</u> この項には、また、保存用に供する種類の小粒で緑色のオレンジ及びレモンを含む。</p> <p>(省 略)</p>	

	新	旧	備 考
08.10	<p>その他の果実(生鮮のものに限る。) (省略)</p> <p><u>0810.60 - ドリアン</u> (省略)</p> <p>この項には、この類の前項までの各項のみならずこの表の他の類のいずれにも該当しないすべての食用果実を含む(この類の総説の除外規定参照)。</p> <p>したがつて、次の物品が含まれる。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>(5) <u>キウイフルーツ(Actinidia chinensis Planch又はActinidia deliciosa)</u></p> <p>(6) <u>ドリアン(Durio zibethinus)</u></p> <p>(7) <u>Boysenberries、rowan berries、elderberries、sapodilla (nase-berries)、pomegranates、cactus figs(prickly pears)、ばらの実(rose hips)、柿、なつめ(jujubes)、medlars、longans、litchi、soursops、sweetshops 及びpawpaws としても知られているAsimina triloba 種の果実</u></p> <p>(省略)</p>	<p>08.10 その他の果実(生鮮のものに限る。) (省略)</p> <p>(新設) (省略)</p> <p>この項には、この類の前項までの各項のみならずこの表の他の類のいずれにも該当しないすべての食用果実を含む(この類の総説の除外規定参照)。</p> <p>したがつて、次の物品が含まれる。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) <u>Boysenberries、rowan berries、elderberries、sapodilla(nase-berries)、pomegranates、cactus figs(prickly pears)、ばらの実(rose hips)、柿、なつめ(jujubes)、medlars、longans、litchi、キウイフルーツ(Actinidia chinensis Planch又はActinidia deliciosa)、soursops、sweetshops 及びpawpaws としても知られているAsimina triloba 種の果実</u></p> <p>(省略)</p>	
08.12	<p>一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(省略)</p>	<p>08.12 一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p><u>0812.20 - ストロベリー</u> (省略)</p>	

	新	旧	備 考
09.05	<p>パニラ豆</p> <p>これはラン科のつる性植物の果実（又は豆）で、黒色で強い芳香がある。パニラには、長いものと短いものの二種類があり、またvanillon (<i>Vanilla pompona</i> 種から得られる。)として知られている低級品がある。これは、柔かくほとんど粘稠質で、また常に開裂している。</p>	<p>09.05</p> <p>パニラ豆</p> <p>これはラン科の攀援性植物の果実（又は豆）で、黒色で強い芳香がある。パニラには、長いものと短いものの二種類があり、またvanillon (<i>Vanilla pompona</i> 種から得られる。)として知られている低級品がある。これは、柔かくほとんど粘稠質で、また常に開裂している。</p>	
09.09	<p>アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーべリー</p> <p>(省 略)</p> <p>これらの果実及び種子は、香辛料として食用に供され、また工業用（例えば、蒸留用）及び医薬用にも供される。<u>それらは、特にアニスの種の場合、ハーブの煎じ液又はハーブ茶を作るために詰められたもの（例えば、小袋入り）であつてもこの項に属する。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>09.09</p> <p>アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーべリー</p> <p>(省 略)</p> <p>これらの果実及び種子は、香辛料として食用に供され、また工業用（例えば、蒸留用）及び医薬用にも供される。</p> <p>(省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 第19.01 項の調製した穀粉、<u>ひき割り穀物</u>、ミール及びでん粉</p> <p>(c)~(f) (省略)</p> <p>2、3 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総説 (省略)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(b) (省略)</p> <p>(c) 第19.01 項の調製した穀粉、<u>ひき割り穀物</u>、ミール及びでん粉</p> <p>(d)~(ij) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 第19.01 項の調製した穀粉、ミール及びでん粉</p> <p>(c)~(f) (省略)</p> <p>2、3 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総説 (省略)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(b) (省略)</p> <p>(c) 第19.01 項の粉、ミール及びでん粉の調製品</p> <p>(d)~(ij) (省略)</p>	
<p>11.03 ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット - ひき割り穀物及び穀物のミール</p> <p>1103.11 - - 小麦のもの (削除)</p> <p>1103.13 - - とうもろこしのもの (削除)</p> <p>1103.19 - - その他の穀物のもの</p> <p><u>1103.20 - ペレット</u> (削除)</p> <p>(省略)</p>	<p>11.03 ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット - ひき割り穀物及び穀物のミール</p> <p>1103.11 - - 小麦のもの</p> <p><u>1103.12 - - オートのもの</u></p> <p>1103.13 - - とうもろこしのもの</p> <p><u>1103.14 - - 米のもの</u></p> <p>1103.19 - - その他の穀物のもの <u>- ペレット</u></p> <p><u>1103.21 - - 小麦のもの</u></p> <p><u>1103.29 - - その他の穀物のもの</u></p> <p>(省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>11.04 その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06 項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> - ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 (削除) (省略) - その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの) (削除) (省略) 	<p>11.04 その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06 項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> - ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 <p><u>1104.11 - - 大麦又は裸麦のもの</u> (省略)</p> <p>- その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの)</p> <p><u>1104.21 - - 大麦又は裸麦のもの</u> (省略)</p>	
<p>第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、 工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p>(省略) 。</p> <p>—</p> <p>。。</p> <p><u>号注</u> 1 第1205.10号において「菜種(低エルカ酸のもの)」とは、不揮発性油(エルカ酸がその重量の2%未満のものに限る。)及び1グラムあたり30マイクロモル未満のグルコシノレイトの固形分が得られる菜種をいう。</p>	<p>第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、 工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p>(省略) (新設)</p>	

新	旧	備 考
<p>12.05 <u>菜種(割つてあるかないかを問わない。)</u> <u>1205.10 - 菜種(低エルカ酸のもの)</u> <u>1205.90 - その他のもの</u> <u>この項には、菜種、すなわちBrassica属の種々の品種の種、特にB.napus 及びB.rapa(又はB.campestris)を含む。この項には、一般的な菜種及び菜種(低エルカ酸のもの)を含む。菜種(低エルカ酸のもの)とは、例えば、カノーラ種のもの、もしくは西洋種の菜種“double zero”があり、不揮発性油(エルカ酸がその重量の2%未満のものに限る。)及び1グラムあたり30マイクロモル未満のグルコシノレートの固形分が得られる菜種をいう。</u></p>	<p>12.05 <u>菜種(割つてあるかないかを問わない。)</u> (新設) <u>この項には、菜種、すなわちBrassica属の種々の品種の種、特に B.napus (rape) 及びB.rapa(又はB.campestris)を含む。</u></p>	
<p>12.07 その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。) (省略) - その他のもの (省略) (削除) (省略)</p>	<p>12.07 その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。) (省略) - その他のもの (省略) <u>1207.92 - - シャナット</u> (省略)</p>	

	新	旧	備 考
12.09	<p>は 播種用の種、果実及び胞子 <u>1209.10 - てん菜の種</u> (削除)</p> <p>- 飼料用植物の種 (省略)</p>	<p>は 播種用の種、果実及び胞子 - ビートの種 <u>1209.11 - - てん菜の種</u> <u>1209.19 - - その他のもの</u> - 飼料用植物の種(ビートの種を除く。) (省略)</p>	
12.11	<p>主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。) (省略)</p> <p><u>1211.30 - コ力葉</u> <u>1211.40 - けしから</u> (省略)</p>	<p>主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。) (省略) (新設)</p>	

新	旧	備 考
<p>12.12 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。） （省 略） <u>1212.30 - あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁</u> - その他のもの （省 略） （削 除） （省 略）</p>	<p>12.12 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。） （省 略） <u>1212.30 - あんず、桃又はプラムの核及び仁</u> - その他のもの （省 略） <u>1212.92 - - さとうきび</u> （省 略）</p>	
<p style="text-align: center;">第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p> <p>注 1 第13.02 項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。 (a)～(e) （省 略） <u>(f) けしから濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の50%以上のもの（第29.39 項参考照）</u> <u>(g)</u> （省 略） <u>(h)</u> （省 略） <u>(ij)</u> （省 略） <u>(k)</u> （省 略）</p>	<p style="text-align: center;">第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p> <p>注 1 第13.02 項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。 (a)～(e) （省 略） (f) （省 略） <u>(g)</u> （省 略） <u>(h)</u> （省 略） <u>(ij)</u> （省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチニン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） (省略) (A) 植物性の液汁及びエキス (省略) ここに含まれる液汁及びエキスは、次の物品である。 (1) あへん：けし (<i>Papaver somniferum</i>) の未熟の果実 (capsules) の乾燥した液汁で、茎又はさやに切付浸出させ又は抽出して得られる。通常、種々の大きさのボール状又はケーキ状のものである。ただし、けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の50%以上のものを除く（この類の注1(f)参照）。 (2)~(18) (省略) (19) コーラ (<i>cola (kola)</i>) エキス：コーラナット（各種の<i>Cola species</i>の種、例えば、<i>Cola nitida</i>）から得られ、主としてある種の飲料の製造に使用される。 (20)、(21) (省略) (B)、(C) (省略) (省略) </p>	<p>13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチニン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） (省略) (A) 植物性の液汁及びエキス (省略) ここに含まれる液汁及びエキスは、次の物品である。 (1) あへん：けし (<i>Papaver somniferum</i>) の未熟の果実 (capsules) の乾燥した液汁で、茎又はさやに切付浸出させ又は抽出して得られる。通常、種々の大きさのボール状又はケーキ状のものである。 (2)~(18) (省略) (19) コーラ (<i>cola (kola)</i>) エキス：コーラナット（各種の<i>Cola species</i>の種、例えば、<i>Cola nitida</i>）から得られ、主としてある種の飲料の製造に使用される。 (20)、(21) (省略) (B)、(C) (省略) (省略) </p>	

	新	旧	備 考
14.02	<p>主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>（削除）</p> <p>（省略）</p>	<p>14.02</p> <p>主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）</p> <p><u>1402.10 - カポック</u></p> <p><u>1402.90 - その他のもの</u></p>	
14.03	<p>主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）</p> <p>（削除）</p> <p>（省略）</p>	<p>14.03</p> <p>主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）</p> <p><u>1403.10 - ほうきもろこし（ソル gum・グルガレ変種テクニクム）</u></p> <p><u>1403.90 - その他のもの</u></p>	